

秋田駅西口駅前広場南側広場の使用に関する運用基準

〔 令和2年7月31日
建設部長決裁 〕

(趣旨)

第1条 この運用基準は、秋田駅西口駅前広場のうち、天然芝を敷設した南側広場（以下「芝生広場」という。）を、日常的に地域住民の憩いおよび交流の場かつイベントに活用するため、その使用について必要な事項を定めるものとする。

(芝生広場の使用時間)

第2条 芝生広場は、常時使用できるものとする。ただし、芝生広場でのイベント時および芝生広場の管理上必要があるときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第3条 芝生広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条の占用の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物品を販売、配布し、飲食物又はサービスを提供すること。
- (2) 踊り、演奏、競技会、展示会、展覧会、集会又は興行をすること。
- (3) 募金および寄附を求め、又は勧誘をすること。
- (4) 業としての写真、テレビ番組、映画又はコマーシャル撮影をすること。
- (5) ラジオ又はインターネット放送の収録・中継をすること。
- (6) 自動車、自転車その他車両を乗り入れること。
- (7) 喫煙又は花火その他火気を使用すること。
- (8) 爆発物又は危険物を持ち込むこと。
- (9) 事故を誘引し、又は暴力、泥酔、威嚇、喧騒、球戯、激しい運動、無人飛行機の飛行、無線操縦車の走行など迷惑又は危険となる行為をすること。
- (10) 音、光、におい、又は振動の発生など近隣住民の日常生活を著しく阻害する行為をすること。
- (11) みだりに物を放置し、又はごみを捨てること。

- (12) おう吐又は放尿など不衛生な行為をすること。
- (13) 犬猫等のペットを芝生内に入れること。
- (14) テント又はタープ類を設置すること。
- (15) 寝泊まり又は宴会をすること。
- (16) はり紙、はり札又は立札を設置すること。
- (17) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (18) 動物又は昆虫を捕獲し、又は殺傷すること。
- (19) 樹木又は植物を植栽し、動物又は昆虫に餌を与えること。
- (20) 著しい数の人が立ち入ること。
- (21) 芝生広場の施設（芝生を含む）又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (22) 政治的、宗教的な中立性を損なう恐れがある行為をすること。
- (23) 公序良俗に反する行為をすること。
- (24) 前各号に掲げるもののほか、芝生広場の利用および管理に支障となる行為をし、又はしようとする事。

（芝生広場の占用）

第4条 芝生広場でイベント等を開催するため、芝生広場の全部又は一部を占用しようとする者は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条に基づく占用の許可を受けるものとする。

（損害の賠償）

第5条 故意又は過失により芝生広場の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第6条 この運用基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この運用基準は、令和2年8月1日から施行する。